

吉野ヶ里町通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 26 年 3 月策定
令和 2 年 5 月改定

吉野ヶ里町通学路安全推進会議

目 次

- 1 吉野ヶ里町通学路安全プログラムの目的・・・・・・・・・・ P 1
- 2 通学路安全推進会議の設置・・・・・・・・・・ //
- 3 取組方針・・・・・・・・・・ P 2～P 4
- 4 箇所図、箇所一覧表の公表・・・・・・・・・・ P 4
- 5 年間スケジュール・・・・・・・・・・ //
- 6 通学路の安全対策におけるこれまでの経過・・・・・・・・ P 5～P 6
- 7 参考資料(通学路の設定、安全確保に向けた取り組み事例)・・・ P 7



1. プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 7 月より各小学校の通学路において関係機関と連携し通学路の合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し対策を実施してきました。

しかし、平成 30 年には新潟市で下校中の児童が誘拐・殺害される事件が発生するなど全国で登下校中の児童を狙った痛ましい事件が発生していることから、従来の「交通安全」に加え、「防犯」の観点についても関係機関との連携を図り対策を講じていくことが必要です。

今後、いつ吉野ヶ里町で起こるか分からない児童の生命に係る事故・事件発生の可能性をできる限り低くすることが重要であり、通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、関係機関の連携体制を構築し、「吉野ヶ里町通学路安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

【 構成機関 】

機関名	主な役割
三田川小学校	・児童への指導・教育、通学路の変更 ・見守りなど教育に関する全般
三田川小学校 PTA	
東脊振小学校	
東脊振小学校 PTA	
吉野ヶ里町教育委員会学校教育課	
国土交通省佐賀国道事務所	・道路の維持管理など道路施設に関する全般
東部土木事務所	
吉野ヶ里町建設事業課	
神埼警察署交通課	・交通安全指導、横断歩道・信号機、交通規制など道路交通に関する全般
吉野ヶ里町総務課	
神埼警察署生活安全課	・防犯パトロール、不審者対策など生活安全に関する全般

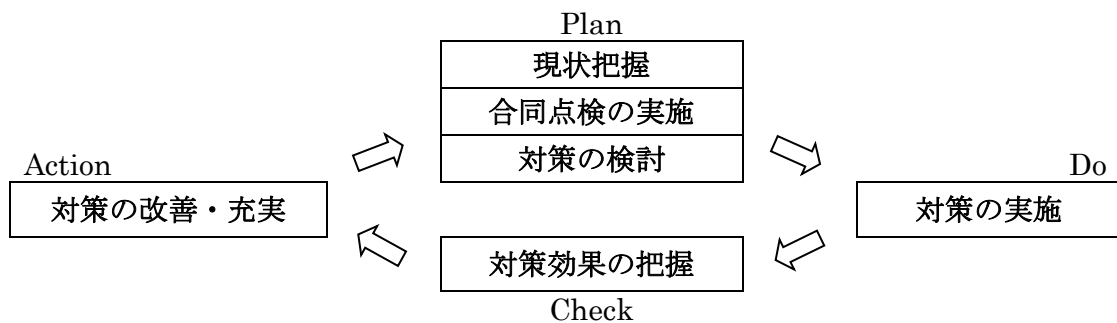
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○現状把握

- ・町内小学校及び教育委員会において、交通安全及び防犯の観点から教員、児童、保護者、各地区区長による危険箇所の調査を実施し、現状を把握します。

○安全推進会議の実施時期等

- ・町内の小学校ごとに、それぞれ年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は原則として夏季に行いますが、地域の実情等に応じ時期を変更して行う場合もあります。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○安全推進会議の体制

小学校ごとに教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

<安全推進会議時における各観点からみた点検項目例>

交通安全

ア. 事故発生の危険性を考慮し、対策を講じる必要があるかどうか。

(学校側の対応として、通学路を変更することで対応する場合も有)

イ. 標識・横断歩道等の安全施設の線が消えかかっている、損傷しているなどして、車の運転手から認識できない状態となっていないか。

また、安全施設の新規設置が必要かどうか。

防犯

ア. 過去の不審者情報や不審者が隠れやすい場所がないか。

イ. 通学路上で周辺に民家がなく、助けを求められないような場所はないか。また見守り体制の強化が必要な場所はないか。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに具体的な実施メニューを検討します。



通学路安全推進会議の様子（左：会議、右：現地点検）

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

【 具体的な対策実施例 】

- 三田川校区（三小南水路沿い道路）…路側帯カラー舗装（H29 年度点検分）



実施前



実施後

- 東脊振校区（中副交差点）…信号待機者防護用ポール（R1 年度点検分）



実施前



実施後

(5) 対策効果の把握

同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の確認、把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善、充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、学校に通知をします。また町ホームページで公表します。

5. 年間スケジュール

月	内 容	実施主体
3月～4月	・通学路の設定及び通学路図の作成 (各学校は、PTA等と連携をして児童の通学路設定を行い、登校班の登校経路となる通学路図を作成)	小学校、PTA
5月～7月	・学校、保護者（高学年児童）、地区に対して危険箇所アンケート ・アンケート結果を基に点検箇所を精査し、点検箇所を抽出 ・通学路安全推進会議の日程調整	学校教育課
8月	・通学路安全推進会議を実施 ①会議実施年度の登下校中に児童が巻き込まれた事故発生状況 ②前年度点検箇所の対策実施状況報告 ③当該年度点検箇所の状況（交通安全面、防犯面） ④対策案の検討：実施主体を確認し、対策案、実施時期を協議 ⑤現地確認	安全推進会議
9月～	・対策の実施（予算が必要な場合は次年度以降実施）	各所管部署
2月	・点検箇所の実施の有無（予定含む）を各所管部署へ確認	学校教育課
3月	・対策の実施状況を各小学校へ通知 ・町HPにて点検箇所の対策実施の公表	学校教育課

6. 通学路の安全対策におけるこれまでの経過

(1) 交通安全

・平成 26 年 3 月

吉野ヶ里町通学路交通安全プログラムの策定と吉野ヶ里町通学路安全推進会議を設置。教育委員会、道路管理者、警察が主体となり、主に現地確認により通学路の危険箇所点検、交通安全対策を実施。

・平成 29 年 1 月

従来は現地確認のみとしてきた方法を変更。現状把握、今後の対策について関係機関との連携を深めるため、「登下校中の事故発生状況」、「前年度の点検箇所の状況報告」、「今年度の点検箇所の状況報告及び対策案検討」を現地確認前に会議方式で実施。

(2) 防犯

○国の動き

平成 30 年 5 月、新潟市において下校中の児童が誘拐・殺害されるという事件を受け、同年 6 月に登下校時の安全確保に関する関係閣僚会議を実施。

「登下校防犯プラン」を発表した。登下校時における総合的な防犯対策の強化のために、5 つの柱と取組内容を以下のように示しています。

【登下校防犯プランにおける 5 つの柱と取組内容】

1. 地域における連携の強化

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域連携の場の構築」

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信

(3) 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の安全対策の推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

(3) 「子供 110 番の家・車」への支援等

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

(1) 防犯教育の充実

(2) 集団登下校、IC タグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

○町の動き

・平成 30 年 8 月

平成 30 年度通学路安全推進会議を開催。交通安全面での危険箇所のほかに、防犯面での危険箇所を学校に聞き取り調査を行い、会議において情報共有を図りました。

・令和元年 8 月

令和元年度通学路安全推進会議を開催。防犯を担当する機関として神埼警察署生活安全課が会議に参加。連携強化を図るとともに通学路の安全対策を充実させました。

「通学路」とは

各学校が、幼児児童生徒の通学の安全の確保と、教育的環境維持のために指定している道路

※ 上記のような一般的な定義とは別に、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令」（第4条）において、「小学校や幼稚園、保育所に通う児童や幼児らが1日約40人以上通行する」「小学校などの出入り口から1km以内で、児童らの安全を特に確保する必要がある」道路の区間を通学路として規定しています。

この定義は、交通安全施設等の整備を推進する観点からのものであり、各学校が通学路を指定する際に制約を受けるものではありません。

学校保健法

第2条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

- 通学路の設定と安全点検
- 通学に関する安全の決まり、約束等の設定
- 自転車、二輪車、自動車の使用に関する決まりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通安全の発生状況等の調査

小学校施設整備指針（文部科学省）

交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所を出来るだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、交通安全施設の新設や改修を含め、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて、対策を講じておく必要がある。



通学路の安全点検

「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、PTA、町教育委員会、東部土木事務所、国土交通省佐賀国道事務所、町建設課、神埼警察署、町総務課をメンバーとする「通学路安全推進会議」を毎年開催し、定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、通学路の交通安全確保について、継続的な取り組みを行っています。

交通安全指導

- ① 学期初めや夏休み、冬休みの前などに集会や学級活動で事故防止の指導を実施
- ② 小学校体育や中学校保健体育などの教科を中心に交通ルールや自転車の乗り方等を指導

通学路設定の基本的な考え方

- ① できるだけ歩道の区別のある道路を通学路に設定し、区別がない場合は交通量が少なく、児童生徒の安全を確保できる幅員の道路を通学路に設定する。
- ② 遮断機のない無人踏切や見通しの悪い場所など危険箇所を避ける。
- ③ 横断歩道や信号機が設置されているか、警察官等の誘導が行われているかなど安全に道路を横断できるように通学路を設定する。

各学校における通学路の設定など

- 各学校において、上記「通学路設定の基本的な考え方」を踏まえて、年度当初に交通事情の変化や歩道の状況、見通しなど危険箇所を確認した上で校長が通学路を決定する。
- 3月地区児童会において、新1年生を加えた新年度の登校班の編成や班長決め、登下校の約束ごとを確認する。